

令和 6 年 1 2 月中川村議会定例会議事日程（第 3 号）

令和 6 年 1 2 月 1 1 日（水） 午後 2 時 0 0 分 開議

日程第 1	議案第 10 号	業務報酬基準の準拠と業務内容の明確化について陳情書
日程第 2	議案第 11 号	価格による入札方式における最低制限価格等の引上げと入札方式に偏らない方式における適正価格の設定について陳情書
日程第 3	議案第 12 号	建築士業務所賠償責任保険への加入について陳情書
日程第 4	議案第 13 号	2000 年基準前の新耐震基準で建てられた木造住宅を加えた耐震化助成制度の創設・拡充について陳情書
日程第 5		議員派遣について
日程第 6		委員会閉会中の継続調査について

出席議員（10 名）

1 番	片 桐 邦 俊
2 番	松 村 利 宏
3 番	中 塚 礼次郎
4 番	長 尾 和 則
5 番	桂 川 雅 信
6 番	山 崎 啓 造
7 番	島 崎 敏 一
8 番	大 島 歩
9 番	大 原 孝 芳
10 番	松 澤 文 昭

欠席議員（0 名）

説明のために参加した者

村長	宮 下 健 彦	副村長	富 永 和 夫
教育長	片 桐 俊 男	総務課長	松 村 恵 介
住民税務課長 会計管理者	小 林 郁 子	保健福祉課長	水 野 恭 子
産業振興課長	松 崎 俊 貴	建設環境課長	宮 崎 朋 実
リニア対策室長	小 林 好 彦	教育次長	上 山 公 丘

職務のために参加した者

議会事務局長	松 澤 清 隆
書 記	座光寺 てるこ

令和6年12月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和6年12月11日 午後2時00分 開議

○事務局長	御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)
○議長	御参集、御苦労さまです。 ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。 お諮りします。 日程第1 陳情第10号 業務報酬基準の準拠と業務内容の明確化について陳情書 日程第2 陳情第11号 価格による入札方式における最低制限価格等の引上げと入札方式に偏らない方式における適正価格の設定について陳情書 日程第3 陳情第12号 建築士業務所賠償責任保険への加入について陳情書 日程第4 陳情第13号 2000年基準前の新耐震基準で建てられた木造住宅を加えた耐震化助成制度の創設・拡充について陳情書 以上の4件について議会会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 ○議長 異議なしと認めます。したがって、日程第1 陳情第10号から日程第4 陳情第13号を一括議題とします。 本4件は総務経済委員会に付託してあります。 総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。 ○総務経済委員長 (松村 利宏) では、陳情第10号・11号・12号・13号について報告いたします。 去る12月5日、議会本会議において総務経済委員会に付託されました陳情第10号・11号・12号・13号について、12月9日、役場第1委員会室において委員全員出席の下、慎重に審査を行いました。 陳情第10号 業務報酬基準の準拠と業務内容の明確化について陳情書の趣旨は次のとおりです。 公共建築物の設計・工事管理の発注においては、価格競争入札により著しく低い報酬額で契約せざるを得ないケースが多く、業務の質の低下と建築士事務所員の労働環境の悪化を招くおそれがあります。次の点につきまして御配慮をお願いします。 建築物の設計・工事監理業務及び耐震診断、耐震改修に係る業務の発注に際しては、建築士法の規定に基づき国土交通大臣が定めた業務報酬基準に準拠すること、業務委託内容を明確化した上で働き方改革に対応した発注をいただくこと、追加的な業務が発生する場合は適正な経費の積み上げをしていただくこと、新価格に適応していただくこと。

審査の結果、全員賛成で採択すべきものと決しました。

質疑、討論はありませんでした。

陳情第11号 価格による入札方式における最低制限価格等の引上げと入札方式に偏らない方式における適正価格の設定にについて陳情書の趣旨は次のとおりです。

公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下「品確法」という。)は、本年6月の改正により、担い手確保、地域建設業務等の維持及び生産性向上の課題の解消に向け公共工事等の発注体制が強化されています。次の点につきまして特段の配慮をお願いします。

建築物の設計・工事管理業務の設計者選定に関しては、価格による入札方式で設計者の選定をする場合は、品確法に基づき適正な価格により最低制限価格または失格基準価格を90%以上に設定していただくこと。

建築物の規模や特性等に応じ必要な場合は、技術的能力、提案内容などを参考にしたプロポーザル方式、設計競技方式、資質評価方式などを採用していただくこと。

参加者に負担をかけないように提出物の公平性、費用を考慮していただくこと。

審査の結果、全員賛成で採択すべきものと決しました。

質疑、討論はありませんでした。

陳情第12号 建築士事務所賠償責任保険への加入について陳情書の趣旨は次のとおりです。

平成17年末に発覚した構造計算書偽装事件では、建築士事務所の信頼性が極めて損なわれ、建築士事務所の損害賠償責任の担保の重要性が指摘され、平成27年の改正建築士法では、建築士事務所の開設者は設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講ずるよう努めなければならないと規定されました。

建築士事務所の賠償責任保険加入促進は、建築主に対する義務を果たし、建築士事務所の経営基盤の安定に欠かすことのできない施策と考えます。

公共建築物の設計・工事監理業務の設計者選定に際しては、建築士事務所の賠償責任保険の加入状況を十分考慮いただきますようお願いします。

審査の結果、全員賛成で採択すべきものと決しました。

審査の過程で出された主な意見は次のとおりです。

質疑はありませんでした。

討論、「公共工事における損害賠償保険の加入については村の公共工事にも大いに関係がある。保険加入はすべきである。」。

陳情第13号 2000年基準前の新耐震基準で建てられた木造住宅を加えた耐震化助成制度の創設・拡充にについて陳情書についての趣旨は次のとおりです。

1981年6月に施行された改正建築基準法新耐震基準により旧耐震基準の木造住宅の耐震化が促進され、2000年6月に施行された改正建築基準法2000年基準により基礎、筋交いや接合金物、耐力壁のバランスよい配置などの仕様規定が定められました。

2016年に公表された熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書

		では、大破、倒壊、崩壊した木造建物の割合が 2000 年以降の木造建築物が約 6 %、1981 年 6 月～2000 年 6 月が約 18.4%と、その差異が顕著であり、被害の抑制に向けた取組が必要とされます。
		2016 年熊本地震、2024 年能登半島地震など、昨今の地震の発生を踏まえ、地震による被害を最小限に抑え、住民の生命と財産を保護するため、旧耐震基準の耐震化の一層の促進に加え、2000 年基準前の新耐震基準で建てられた木造住宅の耐震化を促進するため助成金制度の創設、拡充を陳情します。
		審査の結果、全員賛成で採択すべきものと決しました。
		審査の過程で出された主な意見は次のとおりです。
		質疑はありませんでした。
		討論、「地震はいつ起きるか分からない。建物を専門家によって調査する耐震診断の拡充は防災対策につながる。また、増え続ける空き家活用の観点からも制度の創設と拡充は有効と考える。」。
		以上、慎重な審査をお願いいたします。
○議	長	委員長報告を終わりました。
		これから本 4 件について一括して質疑を行います。
		質疑はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議	長	質疑なしと認めます。
		次に、陳情第 10 号について討論を行います。
		討論はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議	長	討論なしと認めます。
		これから陳情第 10 号の採決を行います。
		この陳情に対する委員長の報告は採択です。
		この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
		〔賛成者挙手〕
○議	長	全員賛成です。したがって、陳情第 10 号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。
		次に、陳情第 11 号について討論を行います。
		討論はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議	長	討論なしと認めます。
		これから陳情第 11 号の採決を行います。
		この陳情に対する委員長の報告は採択です。
		この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
		〔賛成者挙手〕
○議	長	全員賛成です。したがって、陳情第 11 号は委員長の報告のとおり採択することに決

		定しました。
		次に、陳情第 12 号について討論を行います。
		討論はありませんか。
○5	番	（桂川 雅信） 建築士の関係団体から提出されている陳情書について、私は賛成しつつ、意見として 2 点について申し上げたいと思います。
		陳情は、特定の事項についての利害関係を有する住民が議会にその実情を訴え、行政機関の適切な処置を要望する声ですが、これまでに何度かこの団体から提出された陳情は、いずれも議会としての役割を果たすように要望されたものではありません。
		2020 年 12 月議会において同じ団体の陳情に対して私は賛成討論で次のように述べております。
		今後、もし陳情者が議会に行動してほしいと思われるような事例があるのであれば、具体的な事例を挙げて措置を要望するものにしていただきたい旨の内容を陳情者に報告してはどうかと思います。
		と述べました。
		今回の陳情内容は、これまでの内容に追加された部分があるとはいえ、全体が行政機関への要望事項をまとめたものであり、議会に対して何らかの行動を求めたものではありません。
		「議員必携」によると、運営基準では請願書の例により処理する必要のないと認めるものについては、議会運営委員会に諮ってその写しまたはその要旨を印刷し議員に配付すると書かれております。
		つまり、本文書のように議会に対して措置すべき内容のないもので、陳情団体の要望をまとめて議会への周知を図った文書と考えられるものについては、今後は議会運営委員会において要望書としての取扱いとすべきと考えます。
		また、陳情書の建築士事務所賠償保険の加入について一言申し上げておきますが、建築士法の改正で損害賠償等の保険契約を講ずるよう努力義務が課された以上、本来は国が定めている公共建築物建築設計業務委託積算基準の諸経費に賠償責任保険費用を計上すべきことを国に要望するべきであると考えます。
		国は既に公共建築工事共通費積算基準の中で建設現場におけるヒューマンエラーを認めて現場管理費に賠償責任保険を含んでおりますから、法律上の建前から言えば、公共建築物の建築設計業務委託にも賠償責任保険を計上し、全ての設計受託者が安心して業務に取りかかることができるようにすべきと考えます。
		以上で私の賛成討論を終わります。
○議	長	ほかに討論はありませんか。
○9	番	（大原 孝芳） 私は賛成の立場で……。
		今回のことについては、新しい――桂川議員が申し上げたように今までも何度かありましたが――新しい項目が入っていますので、それはそれでいいと思います。
		しかしながら、今議会の中でこれを文書配付じゃなくて審議をするということになったについては、ちゃんと議会運営委員会の中で決めたことなんですよ。ですの

		で、当然、今は桂川議員も議会運営委員でありますので、そういうような話があるのならばそこで方向性をきちんと出すべきで、それについては、議会運営委員会の委員長も今回のやり方は全然問題ないということで進めてまいりますので、まず、私は、そこら辺はきちんと、今のような意見はこの場で出るべきではないと思います。
		そして、今回の設計事務所の件については、中川村も本当に多くの設計をお願いして、いろんな工事がありましたし、また今後も大きく動いていくと思います。したがって、こういったことも踏まえて、ぜひ議会と行政も共有して進めていっていただくといいと、そういう意味では賛成討論といたします。
○議	長	ほかに討論はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議	長	討論なしと認めます。
		これから陳情第 12 号の採決を行います。
		この陳情に対する委員長の報告は採択です。
		この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
		〔賛成者挙手〕
○議	長	全員賛成です。したがって、陳情第 12 号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。
		次に、陳情第 13 号について討論を行います。
		討論はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議	長	討論なしと認めます。
		これから陳情第 13 号の採決を行います。
		この陳情に対する委員長の報告は採択です。
		この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
		〔賛成者挙手〕
○議	長	全員賛成です。したがって陳情第 13 号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。
		日程第 5 議員派遣についてを議題とします。
		お諮りします。
		会議規則第 129 条の規定により、お手元に配付したとおり議員派遣することに御異議ありませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議	長	異議なしと認めます。したがって、本件については別紙のとおり議員派遣することに決定しました。
		日程第 6 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。
		議会運営委員長、総務経済委員長、厚生文教委員長及び議会広報委員長から、議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

		お諮りします。
		本件について各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議	長	異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。
		これで本定例会の会議に付された事件の審議は全て終了しました。
		ここで村長の挨拶をお願いします。
○村	長	議会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。
		本議会に提出をいたしました 1 件の条例の一部改正、一般会計補正予算並びに下水道事業会計補正予算など 3 議案、全ての議案を即決いただきました。改めてお礼申し上げます。
		さて、国連気候変動枠組条約第 29 回締約国会議——ＣＯＰ29 がアゼルバイジャン共和国で開催をされました。
		日本をはじめ、各国に求められる約束、パリ協定目標であります 2050 年までに気温上昇を 2℃以内、1.5℃にできれば抑えることに向けた順調な温室効果ガスの削減が 1 点、資金拠出はじめ技術・人材等多方面の発展途上国への支援、これが 2 点目、そしてカーボンクレジット市場の実効ある方法の見直し、これが 3 点目でありますけれども、など、課題があったわけではありますが、これらにつきましては、課題を整理することに、これにとどまっております。
		とりわけ、ロシア、中国及びインドの排出量増化、トランプ政権の枠組み離脱が現実視されるなど、足並みのそろわない状態での温室効果ガス排出削減の将来見通しの厳しさも併せて報道がされておるところであります。
		議会開会中ではありますが、イスラエルによるガザへの執拗な空爆とイスラム過激派ハマスの応酬が続き、一時停戦すら見込めない状況にあります。
		そうした中、隣国シリアでは、ロシアがウクライナ戦争に主力を投入する間隙をついて反政府勢力が勢いを増し、僅か 2 週間足らずで地方都市から首都に迫り、ついに 2 代続いた独裁政権が崩壊をいたしました。イラン、ロシアの影響力の弱体化が中東地域の混迷にさらに拍車をかけるであろうこと、このことが報道されております。
		隣国、韓国では、政権与党への求心力が崩壊している、この切り札として北朝鮮からの脅威が強まっているとして戒厳令が発令されましたが、韓国国民・民衆の力が寸手のところでこれを阻止しております。
		国際情勢は非常に混沌とした中で年末を迎えるところだというふうに感じております。
		日本では臨時国会が開催中であり、13 兆 9,400 億円の補正予算の審議、政治資金規正法の改正等をめぐり論戦が始まっております。
		加えまして、人事院の勧告、国家公務員の給与引上げ改定案が審議されるものとして注目をしているところであります。

○議長 今年は最低賃金が昨年に続き大きく引き上げられました。しかしながら、消費者物価の値上がりに賃金の上昇が追いつかず、可処分所得の減額が続く中でもあり、地方公務員にとっても人事院勧告に準じる給与の引上げ改定が待たれるところであり
ます。
年内には、給与改定の検討いただくため、臨時会を視野に入れております。御足労をおかけすることとなりそうですが、よろしくお願いをいたします。
また、今回の国の補正予算には物価高騰対策重点支援のための地方への臨時交付金、住民税非課税世帯への給付金などが盛り込まれております。
村としても、補正予算が可決、成立し、詳細が示され次第、これに対応する村一般会計補正予算の検討を進めてまいります。予算案が固まりましたら、年明けに再度臨時会をお願いする予定でもありますので、引き続いての臨時会開催となりますけれども、よろしくお願いを申し上げます。
年末まで残すところ3週間となっております。
季節性インフルエンザにつきましては、少人数の発症は見られるものの、学級閉鎖までには至っていません。
新型コロナウイルス感染症は、総じて少ないものの、少しずつ発症者が出ております。
議員各位におかれましても、年末から年始にかけて体調管理に一層御留意され、健やかに新しい年を迎えられますことをお願い申し上げ、閉会の御挨拶といたします。
ありがとうございました。
これで本日の会議を閉じます。
以上で令和6年12月中川村議会定例会を閉会します。
御苦労さまでした。
○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)
[午後2時25分 閉会]

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____